

2熊介第1515号
令和2年10月6日

(介護予防) 通所介護事業者 管理者 様

熊取町健康福祉部
介護保険課長

ケアプランに位置づけのないサービスの提供について

平素は本町介護保険行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、以前にもご通知させていただいており、ご承知のとおりですが、介護サービスを提供するためには、原則、ケアプランを作成した上（緊急でやむを得ない場合を除く）で、提供することが必要です。

しかしながら、今般、ケアプランに位置付けされていないサービスを事前にケアマネジャーに相談もなく提供し、サービス提供後にケアマネジャーに報告を行う事例がありました。

このような事例は、保険給付の対象外となり、介護給付費を返還していただくこととなりますので、各事業者におかれましては、再度ご認識いただき、適切なサービス提供をお願いいたします。

(問い合わせ先)

熊取町健康福祉部
介護保険課
介護保険グループ
電話 072-452-6297